12月9日は障害者の日

―いろいろな障害にご理解を―

12月9日の「障害者の日」は、これを機会に「障害」の特性等を理解して、一緒に地域で支え合って生活できることを目指しています。今年は4月から障害者自立支援法が施行され、障害者施策は大きく変わりました。従来は、「障害」といえば身体障害が主でしたが、障害者自立支援法では、知的障害と精神障害も含めています。また、発達障害や学習障害という新しい概念も出てきています。

今回は、身体障害を中心に見えにくい障害について説明します。

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

身体障害の現状

ここでいう身体障害とは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳該当の障害をいい、大きく分けて肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、内部障害の5つです。また同じ障害部位でもその状況の差異を1級から7級で表しています。

現在、身体障害者手帳所持者は3895人（18年10月現在）です。身体障害というと、車いすが象徴としてマークにも利用されていますが、障害と確認できにくい「見えにくい障害」があることもご理解ください。特に内部障害の方は、一見しただけでは障害の有無は分かりませんが、人工透析を受けていたり、心臓にペースメーカーを埋め込んでいたりと、日常生活を営む上で制限や注意事項が多くあります。特に最近は直腸や膀胱（ぼうこう）障害などでストマ装具を利用する方が増えています。

例えば…

○直腸障害の場合

病気や事故などの理由で肛門がその機能を喪失したために、腹部に人工的に肛門を造設して排せつできるようにしています。しかし、通常の肛門のような仕組みや筋肉がないので、そこに排せつ物をためる特殊な袋（蓄便袋）を装着し、外出時には主に障害者用トイレを利用して、排せつ物の処理や袋の装着などを行います。この障害は外見から分からないので、障害者用トイレの利用時に誤解を受けることが多くあるという話を聞きます。障害者用トイレは、障害のある方が外出時にできるだけ不安なく利用できるように設けられています。外見から分からなくても、障害者用トイレを利用する方には、その理由があることをご理解ください。また、一般のトイレが混雑しているなどの理由で、障害者用トイレを利用することは極力避けてください。そこでなければ、対応できない方もいるのです。

○聴覚障害の場合

聴覚障害も誤解されやすい障害です。「聞こえない」ということは、他者や社会とつながりを保つことが難しく、「声をかけたのに、無視された」と思われたり、「聞こえない」ことに配慮してもらえず疎外感を味わったりすることもあります。

○難病の場合

障害のほかに、原因や治療方法が分からない難病患者も日常生活で多くの支障を抱えています。現在、国指定の難病が46種類、都指定の難病が28種類あります（難病医療費等助成制度対象分）。

共に支え合える関係づくりを

皆さんが等しく歳を重ねる高齢化とは異なり、障害や難病は自分には無関係と思われるかもしれませんが、事故や病気で障害者となることは、誰にでも起こり得ることです。高齢や障害になっても、住み慣れた地域で生活するためには、段差の解消などとともにお互いの思いやりが大切です。

日常の小さな思いやりの積み重ねやルールを守ることが、地域生活の障壁を低くすることにつながります。「私一人くらいなら」と思うルール無視の影響は、小さくありません。

また近年は、障害があることを理由にルールを守らない行為に対して苦情が寄せられるようになりました。一部の障害者の行動が多くの障害者に対する誤解を招くことにもつながりかねません。不注意や誤解によってお互いに分かり合えないとすれば、悲しいことです。これからの未来に向かって、共に支え合える関係を互いに築いていくことが大切です。

障害に対するご理解をお願いするとともに、住み良い地域社会のためにルールはみんなで守るようにしましょう。

11月28日

東京都水道局多摩お客さまセンターを開設しました

《各種電話番号》

○引っ越し、契約内容の変更　0570・091100（ナビダイヤル）

○料金、漏水修繕、その他各種問い合わせ　0570・091101（ナビダイヤル）

《受付時間》日曜日、祝日を除く午前8時半～午後8時

※漏水事故などの緊急の用件については、全日24時間案内しています。

※問い合わせの際は検針票や請求書等に記載されている「お客さま番号」をお知らせください。

※固定電話からの問い合わせは市内通話料金での利用となります（ナビダイヤル）。

償却資産（固定資産税）の申告は19年1月31日（水）までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか「償却資産」があります。「償却資産」とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いる機械・器具・備品等の有形資産のことです。これらの「償却資産」を市内にお持ちの方は、19年1月1日現在の資産の所有状況を19年1月31日（水）までに申告していただくことになっています。申告用紙は12月初めに届くように発送しますが、「償却資産」をお持ちの方で用紙が届かない場合は課税課家屋資産税係☎470・7727へご連絡ください。

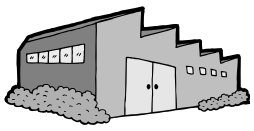

詳しくは同係へ。

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

12月15日（金）まで

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、18年度下半期（18年6月1日～11月30日）に掛かった費用（電気料・取り替え経費）を補助します。

各団体の代表者には申請書をお送りしていますので、12月15日（金）までに地域政策課（市役所5階）で手続きをしてください。なお、郵送での申請は受け付けできませんのでご了承ください。

詳しくは同課住宅政策係☎470・7764へ。

放火にご注意

放火や放火の疑いによる火災が、出火原因の上位を占めています。市内では、本年1月～10月末に4件の放火が発生しました。

火災を未然に防ぎ、身を守るための注意すべき点は次の通りです。

家の周りには、燃えやすいものを置かないようにする▼物置・車庫・空き家などは鍵を掛けておく▼家の周りを明るくしておく▼車両ボディーカバーは防炎品を使用する▼ゴミは決められた日の朝に出す

詳しくは消防署予防課指導調査係☎471・0119へ。

国保情報

医療費の領収書は大切に

国民健康保険高額療養費の支給申請に際しては、医療機関・調剤薬局等への保険対象医療費の支払い済みの確認が必要です。これは、支払いのあった医療費が高額（基準額以上）の場合、基準額を超えた額が支給されるという高額療養費制度のためです。原則領収書の原本を確認させていただきますので、医療費の領収書は大切に保管してください。

国保と交通事故

交通事故など第三者の行為によって受けた傷病の医療に国保を使うときは、必ず「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。この届け出により国保では、一時的に医療費を立て替えたあとで被害者に代わって加害者に医療費を請求します。国保へ届け出する前に示談をしたり、治療費を受け取った場合、また国保へ届け出がなかった場合は国保が使えませんのでご注意ください。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7732へ。

国民年金だより

年金相談の予約ができるようになりました

都内の社会保険事務所では、休日相談日（毎月第2土曜日）と夜間延長相談時間（毎週月曜日）に予約制による年金相談を始めました。予約は、相談実施日の1カ月前から受け付けていますので、専用電話または社会保険事務所の窓口で申し込みください（受け付けは午前8時半～午後5時15分）。

なお、中央・板橋・八王子・府中の各社会保険事務所、町田年金相談センター（町田年金相談センターは八王子社会保険事務所で受け付け）では、平日午後3時以降にも予約制による年金相談を行っています。その他の社会保険事務所や年金相談センターについても順次予約相談が拡大される予定です。

武蔵野社会保険事務所の予約制による年金相談の問い合わせは同事務所予約専用ダイヤル☎0422・56・2445へ。

教育資金の貸し付けが受けられます

融資の対象となる学校に入学されるもしくは在学中の方の保護者で、次のいずれにも該当する場合はご利用いただけます。

《利用基準》

○厚生年金保険・国民年金の被保険者で保険料納付済期間が10年以上の方

○申し込みの前々月までの連続する24カ月間に保険料未納期間がないこと

○申し込みの前々月において国民年金保険料の全額免除を受けていない方

○世帯の年間収入が990万円（事業所得者については770万円）以内の方

《融資金額（学生一人につき）および利率》

○厚生年金保険加入中の方…100万円

○国民年金加入中の方…50万円

○利率（18年11月10日現在）…2・3パーセント

年金教育資金貸付制度の詳しい問い合わせは独立行政法人福祉医療機構☎03・3438・3877または同福祉医療機構ホームページへ。

◆独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス
http://www.wam.go.jp/wam/

募集

市立保育園　パート・臨時保育士、臨時栄養士

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休・病休等の代替としての臨時保育士・臨時栄養士の登録を随時募集しています。

①パート保育士＝勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半（しんかわ保育園、ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで）。賃金は1時間当たり1010円

②臨時保育士＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

③臨時栄養士＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり1050円

※いずれも有資格の方。

希望する方は、履歴書（写真添付）を、保育課（市役所1階）へ直接持参してください。なお、登録制のため履歴書はお返ししません。

詳しくは保育課保育係☎470・7745へ。